

## 合併に関するより詳細な 判断材料を皆さんへ

～法定の「野田市・関宿町合併協議会」を4月17日に開催～

### 第1回合併協議会の

## 6つのポイント

1

法定合併協議会を設置する理由～合併に関する詳細で具体的な判断材料を提供

- ・これまでの事務的な検討では、合併したら具体的にどうなるかについての情報提供に限界があります。
- ・そこで、合併の是非を皆さんに判断していただくための、より具体的な資料や、合併した場合の住民サービスの在り方、新市の形について政策的判断を含めた考え方を住民の皆さんに提供するため、両議会の議決を経て法定合併協議会を設置しました。

2

協議会委員の構成～住民の視点を取り入れた構成

- ・行政の代表として野田市、関宿町の首長、助役、議会の代表として両市町の議員各4名ずつが参加。根本崇野田市長が協議会の会長に、河井弘関宿町長が副会長に就任しました。
- ・住民の視点を取り入れるため、学識経験者として、長期構想の作成に関わっていただいた方両市町各2名、自治会・区長会の代表各3名、女性の代表各3名ずつが参加。
- ・さらに、県の代表1名を加え、総勢29名で構成。

3

協議の進め方～最終的には住民判断で

- ・協議会では、「最終的に住民に判断していただくためには、どのような手順で協議を進めていくべきか」という観点で検討が行われました。
- ・その結果、新市の姿を住民に具体的なイメージ

として理解していただくために、まず、協議会で933項目に及ぶ住民の生活に影響が生じる事務事業の調整や、住民参加による「市町村建設計画」の検討をひととおり行います。その後、「十分な説明を受けた」と住民に評価されるような、徹底した住民説明を時間をかけて行い、その過程で出された意見を踏まえて、合併の是非を含め協議会が最終的な判断を行います。その際に、住民の意見が大きく分かれるような場合には、住民投票も選択肢のひとつとして検討する、という手順を決定しました。

- ・このように、「合併は最終的に住民に判断していただく」という基本方針を具現化した手順で進めていきます。

4

事務事業調整～あらゆる項目について、問題を先送りすることなく財源まで検討

- ・事務事業調整では、住民の生活に影響するものをすべて洗い出すとともに、問題を先送りすることなく実際にどう調整するのかを検討します。
- ・調整に伴う行政経費の増加がある場合、その増加幅を算出し合併に伴う行財政効果と国の財政優遇措置によりどう対応できるのか、また新たなプラスの財源がどれだけ生み出せるか検討し、提示していきます。

5

市町村建設計画作成の進め方～総合計画と同様の徹底した住民参加で

- ・「市町村建設計画」の作成においても、「総合計画」と同様の住民参加で作成していきます。そのため、「野田市まちづくり市民100人委員会」と「関宿町21世紀まちづくり懇談会」のメンバーによる「新市まちづくり委員会」を組織することとしました。
- ・両市町とも「総合計画」を作成したばかりなの

で、市町村建設計画は、両市町の総合計画をベースに作成します。このため、具体的な検討は、両市町の総合計画の重複部分の調整、新市の一体性の醸成や均衡ある発展に資する事業について行います。

6

住民への情報提供～十分な説明があったと評価されるように

- ・協議会での協議の様様を広報誌やホームページなどを通じて逐次お知らせするとともに、事務事業調整や建設計画の検討をひととおり終えた段階で、住民説明会を行います。
- ・その際に、先進事例で住民説明会などを開催したにもかかわらず、大多数の住民に説明不十分と評価された実態を踏まえ、そのような事態にならないような説明の仕方を、今後さらに検討していきます。

## 法定合併協議会設置の理由

昨年11月26日、野田市と関宿町は、県の合併重点支援地域の指定を受け、両市町が共同で合併問題研究会を立ち上げ、合併についてのメリット・デメリットなどの情報を可能な限り集め、両市町の広報誌やホームページを通して皆さんに情報を提供してきました。

しかし、両市町の制度の違いや財源論などはお知らせしましたが、合併をした場合、どのような姿になるのかは、具体的には明らかではありません

んでした。

そこで、合併の是非を皆さんに判断していただくための、より具体的な資料や、合併した場合の住民サービスの在り方、新市の形について政策的判断を含めた考え方を皆さんにお示しすることが重要と考え、法律で合併に関する協議の場として定められている法定合併協議会設置についての議案を両市町の3月定例議会に上程し、関宿町は3月5日に、野田市では同月20日に可決されました。

## 住民参加による合併協議会を設置

合併協議会の設置と委員の構成

4月12日、野田市・関宿町合併協議会規約に基づいて、野田市長と関宿町長が協議を行い、学識経験者委員、会長、副会長などを選任するとともに、事務局を野田市役所7階に設置しました。

合併協議会の構成委員について、協議会規約では、行政から両市町長と事務方のトップとして両助役、両議会からそれぞれ議員4名、両市町長が協議して決める学識経験者とするとしてしています。学識経験者については、住民との協働作業で合併の議論を行う必要があることから住民の視点を取り入れるため、両市町の総合計画作成で中心的役割を果たしてきた方や、自治会・区長会の代表、女性の代表から別表のとおり17名を選任しました。構成委員29名のうち、女性の参画にも留意し委員の24%を女性としています。

また、会長と副会長は両市町長が行政の長として協議会を主催する必要があると考え、会長に根本崇野田市長、副会長に河井弘関宿町長が就任しました。

事務局の体制

合併協議会の事務局を野田市役所7階に設置し、総勢18名で作業にあたります。また、事務局の事務の指導や助言を行うために、両市町長の協議に

より、地方自治に関する学識経験を有する「合併問題相談員」として、神川愛彦氏、岩井勝治氏、須賀博氏に委嘱しました。

野田市・関宿町合併協議会委員名簿

氏名	所属等
根本 崇	野田市長(会長)
河井 弘	関宿町長(副会長)
岡田 稔	野田市助役
須賀 信行	関宿町助役
秋田 仁	野田市議会議員
野口 義雄	野田市議会議員
染谷 司	野田市議会議員
藤井 正	野田市議会議員
青木 囃雄	関宿町議会議員
船橋 繁雄	関宿町議会議員
堀井 孝悦	関宿町議会議員
青木 重	関宿町議会議員
内山 久雄	野田市総合計画審議会
寺田 禎之	野田市まちづくり市民100人委員会
岡野 登	野田市自治会連合会
藤井 澄夫	野田市自治会連合会
後藤 勇	野田市自治会連合会
栗原美代子	野田市婦人団体連絡協議会
藤井 愛子	野田市婦人団体連絡協議会
下津谷えい子	野田市婦人団体連絡協議会
飯塚 熙	関宿町総合計画審議会
江原 正子	関宿町21世紀まちづくり懇談会
大島 倉吉	関宿町区長会
田中徳太郎	関宿町区長会
逆井 邦	関宿町区長会
大塚せつ子	関宿町商工会女性部
谷田貝しづ子	関宿町民生委員
中尾 時子	関宿町消費生活モニター
猿田 寿男	千葉県総務部市町村課長

# 第1回野田市・関宿町合併協議会の結果

4月17日に、第1回目の「野田市・関宿町合併協議会」が、野田市役所8階大会議室で開催され、合併協議会における協議事項や、協議の進め方などについて、以下のとおり決定されました。

## 決定事項～合併協議会における協議事項

### 基本方針

合併特例法第3条で引用する地方自治法第252条の2により、合併協議会では、「合併に関するあらゆる事項について協議する」と解釈されている。

野田市及び関宿町では、「合併は最終的に住民の皆さんが判断することであり、協議会では判断材料とするための資料を提供する。」との方針で協議会の設置を議会に提出し、議決を受けた。このため、「野田市・関宿町合併協議会規約」において、協議会の任務として「合併の是非を含めた両市町の合併に関する協議」を明示したところであり、合併を前提とすることなく合併の是非についても検討を行っていく。

また同様の理由から、合併した場合の住民サービスのあり方、新しい市の形の考え方などについて、住民の皆さんが具体的なイメージとして理解し、十分な説明がなされたと評価されるよう、合併にあたって検討の必要な事項をすべて洗い出し、問題を先送りすることなく検討を行っていく。

### 具体的な項目

上記の基本方針を踏まえ、協議項目は以下のとおりとする。

なお、今後の検討の過程で追加すべきものが生じた場合には適宜追加する。

#### 1. 総論

合併のメリット・デメリット

合併の是非

基本項目（合併の方式、合併の期日、新市の事務所の位置、財産及び公の施設の取扱い等）

議員の任期・定数等

#### 2. 事務事業調整

事務事業は( )が17項目、丸数字が60項目、さらにこの下の小項目として933の項目から成る。

(小項目は高齢者福祉について次項で例示)

##### (1) 地方税の取扱い

市・町民税(個人)

市・町民税(法人)



固定資産税

都市計画税

その他税に関する事項

##### (2) 保険税、保険料の取扱い

国民健康保険税

介護保険料

##### (3) 使用料、手数料等の取扱い

各種証明書等の発行手数料

水道料金

下水道料金

幼稚園、保育園保育料金

学校給食料金

その他使用料、手数料等に関する事項

##### (4) 組織・機構、窓口の取扱い

組織・機構

窓口の体制

その他組織・機構に関する事項

##### (5) 補助金、交付金の取扱い

##### (6) 保健福祉関係制度・事業の取扱い

高齢者福祉

児童福祉

母(父)子福祉

障害者福祉

介護保険

生活保護

人権施策

男女共同参画

保健医療

社会福祉団体

その他保健福祉に関する事項

##### (7) 環境関係制度・事業の取扱い

ごみ収集、処理

し尿収集、処理

環境対策

その他環境に関する事項

(8) 教育関係制度・事業の取扱い

学校教育

社会教育

文化振興

その他教育に関する事項

(9) 民生経済関係制度・事業の取扱い

国民健康保険事業

消防、防災、防犯

交通安全

自転車対策

コミュニティ（自治会、行政区）

商工・観光

勤労者・消費者

農業

その他民生経済に関する事項

(10) 建設関係制度・事業の取扱い

道路橋りょう整備・管理

土地区画整理事業

河川整備、水路整備

都市計画

公園・緑地

住宅

その他建設に関する事項

(11) 上下水道関係制度・事業の取扱い

(12) 大字・字の取扱い

(13) 広報広聴関係制度・事業の取扱い

(14) 職員の取扱い

特別職員の身分

一般職員の身分

(15) 慣行（市旗、市章、市歌、都市宣言等）の取扱い

(16) 各委員会の取扱い

(17) その他事務事業の取扱い

3. 市町村建設計画

合併市町村の建設の基本的な方針

合併市町村又は都道府県が実施する合併市町村

の建設の根幹となるべき事業

公共的施設の統合整備

財政計画

4. その他

協議の進め方

広報

協議の模様

[質問] 合併を前提とせず、合併の是非についても検討を行っていくスタンスでは合併の方向性はばやけていないか。 [回答] 合併特例法に基づ

小項目例（高齢者福祉）

事業・制度の概要
ゲートボール場整備補助
大型バスの貸し出し
老人保健法による医療（国制度）
基本健康診査
機能訓練
訪問リハビリ
福祉電話の設置
日常生活用具等の給付
ホームヘルパーの派遣
給食サービス
ねたきり老人等寝具の乾燥
訪問理容サービス
緊急通報システムの貸与
在宅老人デイサービス
福祉タクシー
在宅介護支援センター（公設）
1市1町SOSネットワーク
高齢者サービス調整委員会の設置
短期入所事業（ショートステイ）
家庭介護教室
老人福祉推進員
配食サービス
要介護（要支援）認定者数
介護認定審査会
介護認定訪問調査
受給状況、利用状況
介護保険サービス事業者
訪問介護事業
居宅介護支援事業
介護保険料
敬老金等の贈呈
老人クラブの助成 老人クラブ連合会補助金
老人クラブの助成 単位老人クラブ補助金
老人福祉センターの運営
地域福祉センターの運営
老人憩いの家の運営
高齢者人口の推移
特別養護老人ホーム（施設）
養護老人ホーム（施設）
軽費老人ホーム
デイサービスセンター（デイケア含む）
グループホーム
高齢者短期入所
在宅介護支援センター（施設）
老人保健施設
老人福祉センター
グループホーム整備への助成（施設整備）
社会福祉施設整備資金利子補給
社会福祉法人への助成（施設整備）
鶴寿園老人デイサービスセンター
岩木小学校老人デイサービスセンター
特別養護老人ホーム（公設）
養護老人ホーム（公設）
養護老人ホーム（措置）
ホームヘルパーの養成
おむつ手当ての支給
家族介護者等助成金等の支給

き協議会を設けており、合併について前向きに検討していく姿勢。ただ合併を前提とするのではなく是非も含めて検討する。

[質問] 問題を先送りすることなく検討を行っていくとあるが、時間がかかるものもあるのではないか。 [回答] 基本姿勢として問題を先送りしない。答えが出ないものが出てきた場合でも具体的な方向性を示していきたい。

[質問] 合併の時期はいつごろを想定しているのか。 [回答] まだ言える段階ではないが、事務作業は効率的に行っていききたい。

[意見] 難しい調整項目は早めに洗い出しておく必要がある。

決定事項～合併協議会における協議の進め方  
・全体の進め方

#### 基本方針

「合併は最終的に住民の皆さんが判断するもの」との基本方針に基づき、住民の皆さんに合併について十分な説明を受けたと評価していただかなければならない。

このため、十分な時間をかけて、住民説明会など様々な機会を通じて住民の皆さんに懇切丁寧に説明し、その上で、合併についてお考えいただき判断していただく。

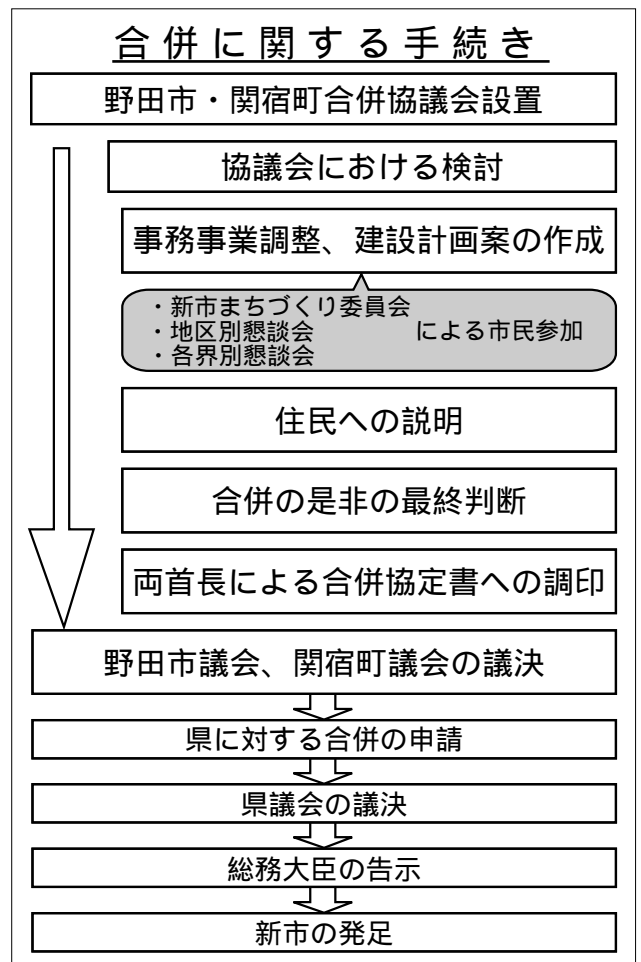
そこで、住民の皆さんへの説明と考える時間をできるだけ多くとれるよう、協議に関する事務作業を効率的に行い、可能な限り早期に検討を終了する。

具体的には次の順序で検討を進めることとする。協議事項のうち「総論」は、「事務事業調整」、「市町村建設計画」を作成して初めて検討することができる課題であることから、まず「事務事業調整」、「市町村建設計画」の作成に着手し、これらを同時並行で検討を進める。

野田市議会選挙(5月26日投票)があり、5、6月には協議会の開催が困難であることから、その間、事務事業調整に関する事務的な検討及び市町村建設計画に関する住民意見の聴取を行う。選挙後の野田市議会が終了して議会代表が決まった後、7月に第2回協議会を開催し、それまでの事務作業の結果をもとに本格的な協議に入る。「事務事業調整」、「市町村建設計画」が概ね完成した段階で、「総論」について一度議論を行う。

の協議が終了して協議会としての検討がひととおり終了した後、協議結果について住民への周知活動を行い、住民の皆さんにお考えいただく。

(協議会開催中も協議内容は逐次説明する)  
住民への周知活動を行う中で出された住民意見等を踏まえ、協議会において「総論」、「事務事業調整」、「市町村建設計画」について最終的な結論を出す。その際、住民の意見が大きく分かれる場合には、是非を判断するための手段として住民投票も選択肢の一つとして検討する。



#### 協議の様様

[意見] 十分議論することは重要なことではあるが、慎重になりすぎて時間をかけすぎるのは失速してしまうことも考えられる。あまり時間をかけすぎるとどうか。

#### ・事務事業調整の進め方

##### 事務事業調整とは

合併すれば、野田市と関宿町で行政サービスやそれに対する負担が公平に行われる必要がある。このため、現在の両市町で行政サービスや負担の内容に違いがあるものについては、これを調整して統一しなければならない。

行政サービスには、道路等の都市基盤、福祉サービス等のサービス給付、住民票交付等の窓口サービスがある。

また、負担には、税金、利用料等があるほか、ゴミ出しルール等の住民と行政の間の決め事についても調整が必要である。調整した結果は、合併協定書に盛り込まれる。

#### 基本方針

合併した場合にどうなるかを住民が適切に判断できるように、事務事業を調整した場合に住民の生活に影響するものをすべて洗い出し協議していく。

同時に、住民の側で「合併に関する説明が不十分」と感じられることのないよう、また、どうなるか分からないことによる不安が生じないよう、すべての調整事項について、「市民サービスの向上を図るよう調整する」といった抽象的な調整方針ではなく、事業を実際にどうするのかを具体的な形で住民に提示する。その際、事務事業を調整することで行政経費の増加が生じる場合には、その増加幅を算出し財源の対応まで検討する。

なお、事務事業の調整を検討するにあたっては、編入合併を前提として検討を進める。また、現在の野田市役所を主たる事務所として検討する。

#### 調整項目一覧

幹事会及び事務局において、両市町で現在行われている事務事業のうち内部管理事務を除いた事務事業、すなわち住民の生活に影響が生じる事業を取り上げた。

その上で、「浦和市、大宮市、与野市合併協議会」における協議項目と比較することにより事業の記載漏れをチェックした。

その結果得られた調整項目は933項目であり、これについて調整の要否を含め調整のあり方を検討する。なお、協議の過程で追加すべき事項が生じれば適宜追加する。

#### 協議の様相

[意見] 事務事業の調整を検討するにあたり、両市町においては編入合併を前提にすすめることをこの場で再確認した方がいいのではないかと。

[結果] 委員全員賛成

#### 市町村建設計画作成の進め方

##### 市町村建設計画とは

合併を考えるためには、「合併したら新市がどのようなまちづくりを行っていくか」を検討していく必要がある。

このため、合併特例法第3条では、合併協議会において「合併市町村の建設に関する基本的な計画の作成」を行うと定められている。市町村計画とは、いわば新市のまちづくり計画ともいえる。

合併特例法第5条では、市町村建設計画の中で、合併市町村の建設の基本的な方針

合併市町村又は都道府県が実施する合併市町村の建設の根幹となるべき事業

公共的施設の統合整備

財政計画

の4つの事項について定めることとされている。

#### 建設計画作成の基本方針

野田市、関宿町いずれも、まちづくりに関して長期構想(「野田市総合計画」、「関宿町総合計画」)を作成したばかりである。このため、新市のまちづくり計画もこれらの長期構想をベースに作成するのが適当である。

具体的には、

両市町の長期構想の中で重複している事業を整理すること

新市の一体性を醸成したり均衡ある発展を図るために必要な事業を加えること

が検討内容になる。

#### 作成方法

##### (1) 考え方

野田市、関宿町の長期構想は、それぞれまちづくり市民100人委員会、21世紀まちづくり懇談会、地区別懇談会など徹底した住民参加により作成された。

このため、新市のまちづくり計画の作成にあっても、これらの方式を導入する。そこで、100人委員会と21世紀まちづくり懇談会のメンバーから成る合同の委員会(これを「新市まちづくり委員会」と呼ぶ)を立ち上げ、そこで上記について住民のご意見を聴取するとともに、地区別懇談会、各界別懇談会を開催し、新市まちづくり委員会の提言を踏まえさらに意見を聴取していく。

##### (2) 市町村建設計画作成の流れ

上記のとおり、新市まちづくり委員会、地区別懇談会、各界別懇談会には、総合計画の重複部分の整理、新市の一体性の醸成及び均衡ある発展に資する事業に関して意見聴取を行い、それらを踏まえ市町村建設計画を作成するが、その流れを図1のとおりとする。

協議の様相

[質問] 「新市まちづくり委員会」は、いつ、どのように進めていくのか。 [回答] 本日、進め方についてご了承いただければ、5月にも第1回の会議を開催したい。白紙からではなく、作成したばかりの両市町の総合計画をベースに検討していきたい。

#### 住民への情報提供

##### 基本方針

合併の是非を住民に適切にお考えいただき判断していただくためには、合併についての正確な知識と理解が必要条件である。

このため、より具体的な資料や、合併した場合の住民サービスのあり方、新しい市の形の考え方

などについて詳しい資料を住民に提供する必要がある。そこで、協議会における協議の状況について様々な媒体を活用して逐次住民にお知らせし、関心と理解を喚起していく。

さらに、協議会としての検討がひととおり終了した段階で、その協議結果について住民説明会などにより周知活動を行い、住民が合併について理解を深め、十分な説明を受けたと評価されるようにする。その上で、合併についてお考えいただき判断していただく。

**逐次の情報提供**

野田市・関宿町合併協議会報（「合併協議会だより」）

- ・協議会の開催ごとに、協議の様態を掲載した合併協議会報を発行し、全世帯に配布する。また、公共施設にも備え付ける。
- ・協議会報を保管して判断材料としてもらうため、専用のファイルを全世帯に配布する。

野田市・関宿町合併協議会ホームページ

- ・住民がいつでも合併に関する情報を取り出せるよう、インターネット上にホームページを開設する。
- ・協議会報では紙面の制約や時間の制約等があることから、これを補完するため、ホームページではさらに詳細な情報を提供する。
- ・メールマガジンについて検討する。

合併情報コーナー設置

- ・協議会報のバックナンバーや協議会に提出された資料を閲覧できるよう、市役所、町役場をはじめ主な公共施設に合併情報コーナーを設置する。

合併に関する質問コーナー設置

- ・住民が合併に関する疑問を気軽に質問できるよ

う、合併協議会事務局に質問コーナーを設ける。インターネット、郵便、FAXによる質問・意見の受付

- ・インターネット、郵便、FAXによる質問や意見を受け、それに回答する。

その他の広報活動

- ・自治会の集会等の機会を利用して、協議の状況を説明する。
- ・上記に掲げるもののほか、パンフレット、ポスター、ビデオ等の作成、シンポジウムの開催等が考えられるが、これらについては今後必要に応じて検討する。

**協議結果の住民説明**

協議会において、調整事項、建設計画等協議事項についての検討を終了した段階で、上記に加え、その協議結果について住民説明会等を開催する。

住民説明会の方法については、住民に十分理解していただくために、先進事例も参考にしながら、住民代表の委員も構成メンバーになっていることから協議会において今後検討する。

その際、他の先進事例では、住民説明会等を開催したにもかかわらず、大多数の住民に「十分な説明がなかった」と評価された事例があることを踏まえ、どのように住民への説明を行えばそのような事態にならないか、万全を期する必要がある。

協議の様態

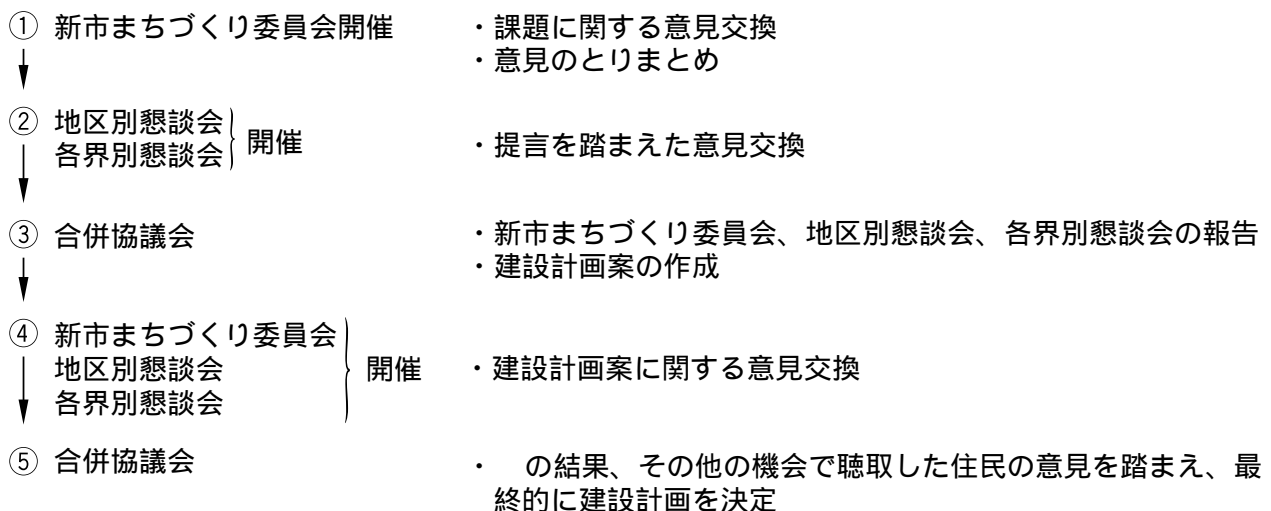
[意見] 協議会報の配布については、早めに知らせてほしい。

[意見] 協議会報は、多くの住民に見てもらえるよう工夫が必要。

[意見] 情報提供は、タイムリーにお願いしたい。

[意見] ホームページをできるだけ早く設けてもらいたい。

**市町村建設計画の流れ（図1）**



決定事項～平成14年度野田市・関宿町合併協議会予算

【歳入】 (千円)

負担金	50 000	野田市 25 000、関宿町 25 000
諸収入	2	預金利子
合計	50 002	

【歳出】 (千円)

運営費	3 526	会議費
事務費	5 442	合併問題相談員謝礼、パソコン等使用料、通信運搬費など
事業推進費	40 650	協議会報印刷、ホームページ管理委託料、合併協議会・市民参加運営支援委託料など
予備費	384	
合計	50 002	

合併に関するさまざまな  
情報を皆様へ

野田市・関宿町合併協議会会長  
野田市長 根本 崇



野田市と関宿町との合併につきましては、3月の両市町議会で協議会設置のご承認をいただき、法定の「野田市・関宿町合併協議会」を4月12日に設置いたしました。

合併は最終的に住民の皆様が判断することですが、協議会では、そのための必要な判断材料すべて洗い出して、問題を先送りすることなく適宜皆様へご提供していきます。

また、新市のまちづくりの計画である「市町村建設計画」についても「新市まちづくり委員会」や地区別懇談会などで住民の皆様のご意見をいただきつつ作成していきます。

その協議結果については住民説明会などにより周知活動を行い、住民の皆様には十分理解をしていただいた上で、合併についてご判断していただきたいと考えております。

協議会の協議の様子は、今回発刊いたしました「協議会だより」をはじめ、ホームページなどを通じて、逐次お伝えしていきますので、皆様もどうかご関心をもって合併についてお考えいただきたいと思っております。

希望と誇りが持てる  
新しいまちづくりを

野田市・関宿町合併協議会副会長  
関宿町長 河井 弘



野田市との合併につきましては、昨年、県から合併重点支援地域の指定を受け、合併問題研究会を立ち上げ、また、合併に関して様々な情報を提供してきました。

合併につきましては、地域の大きな行政改革であり、現状の行政サービスが維持できるのか、本格化する地方分権に対応できるかなど、地域の将来につきまして、意見をお願いし、将来のまちづくりに向けてともに考えていくものです。

本町は、昭和30年に1町2村が合併し関宿町が誕生し、町の歴史を築いてきたわけですが、いつの時代でも歴史を大きく転換しなくてはならないときがあるものです。本町にとって今がそうした判断のときであると考えております。地域に根付いた伝統や文化は消えるものではありません。

私は、地域住民の恒久的な福祉向上を願い、希望と誇りが持てる新しいまちづくりを目指すため、地域の総意のもとに鋭意努力していきますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。